

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月19日

四日市市公平委員会委員長 富田俊治

四日市市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年四日市市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第2（第2条関係）	
出先機関	
機関	職
東京事務所	所長
職員研修所	所長
<u>行政DX推進室</u>	<u>室長</u>
人権プラザ	館長
市民・消費生活相談室	室長
男女共同参画センター	所長（相当職を含む。）
（略）	
社会福祉事務所	所長、課長（相当職を含む。）
保健所	所長、副所長、課長（相当職を含む。）
（略）	
四日市公害と環境未来館	館長、副館長
清掃事業所	所長
北大谷斎場	場長
図書館	館長
（略）	

改正前
別表第2（第2条関係）

出先機関

機関	職
中核市推進室	室長
ふるさと納税推進室	室長
東京事務所	所長
働き方改革推進室	室長
職員研修所	所長
人権プラザ	館長
総合会館	館長
市民・消費生活相談室	室長
多文化共生推進室	室長
男女共同参画センター	所長（相当職を含む。）
（略）	
社会福祉事務所	所長、課長（相当職を含む。）
福祉監査室	室長（相当職を含む。）
保健所	所長、副所長、課長（相当職を含む。）
（略）	
四日市公害と環境未来館	館長、副館長
廃棄物対策室	室長
清掃事業所	所長
北大谷斎場	場長
公共交通推進室	室長
ハーフマラソン準備室	室長
図書館	館長
（略）	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。